

## 埼玉県立循環器・呼吸器病センターで使用する電気 仕様書

### 1 概要

#### (1) 件名

埼玉県立循環器・呼吸器病センターで使用する電気

#### (2) 需要場所

埼玉県熊谷市板井1696

#### (3) 業種及び用途

病院（病院で使用する電力）

### 2 仕様

#### (1) 供給電気方式等

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 供給電気方式     | 交流3相3線式     |
| ② 供給電圧（標準電圧） | 6,000ボルト    |
| ③ 計量電圧（標準電圧） | 6,000ボルト    |
| ④ 標準周波数      | 50ヘルツ       |
| ⑤ 受電方式       | 本線、予備線2回線受電 |

#### (2) 契約電力及び予定使用電力量等

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| ① 契約電力    | 1,300キロワット        |
| ② 予定使用電力量 | 別紙「予定使用電力量ほか」のとおり |

#### (3) 供給期間

令和4年12月1日午前0時から令和5年11月30日午後12時まで

#### (4) 電力量等の検針

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ① 自動検針装置    | 有                |
| ② 電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針           |
| ③ 電力量計構成    | 電力需給用複合計器（通信機能付） |

#### (5) 需給地点

埼玉県立循環器・呼吸器病センターの施設した第1号柱上の東京電力エナジーパートナー株式会社の架空引込線と埼玉県立循環器・呼吸器病センターの開閉器電源側接続点

#### (6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

#### (7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

### 3 その他

- 力率は、自動力率調整装置を設置しており、契約期間中95～100%を保持する予定である。
- 今回の契約を実行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、受注者の負担とする。
- 非常用自家発電設備（1,000キロボルトアンペア×1台、750キロボルトアンペア×1台、200キロボルトアンペア×1台、150キロボルトアンペア×1台、55キロボルトアンペア×1台、40キロボルトアンペア×1台）、常用発電設備（370キロワット×2台、700キロワット×2台）を有している。
- 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、受注者制定の電気需給約款による。これらに定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款による。

## 予定使用電力量ほか

使用電力量等は、前年の使用電力実績を基に設定した数値である。

年月	基本料金	予備電源	電力量料金				最大電力(kW)	力率(%)
			ピーク	夏季昼間	その他季昼間	夜間		
	契約電力(kW)	契約電力(kW)	使用電力量(kWh)	使用電力量(kWh)	使用電力量(kWh)	使用電力量(kWh)		
R4年12月	1,300	1,300			334,027	378,538	1,212	100
R5年1月	1,300	1,300			315,790	422,776	1,219	100
R5年2月	1,300	1,300			288,658	341,791	1,222	100
R5年3月	1,300	1,300			299,500	317,091	1,154	100
R5年4月	1,300	1,300			263,948	290,111	982	100
R5年5月	1,300	1,300			248,961	323,665	1,018	100
R5年6月	1,300	1,300			321,210	282,025	1,133	100
R5年7月	1,300	1,300	59,201	186,092		320,483	1,171	100
R5年8月	1,300	1,300	64,799	185,166		329,321	1,178	100
R5年9月	1,300	1,300	41,914	122,761		259,599	1,030	100
R5年10月	1,300	1,300			278,412	283,545	1,114	100
R5年11月	1,300	1,300			267,560	322,072	1,094	100

夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間

その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間

ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間  
ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く

昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間  
ただしピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当する時間を除く

夜間時間 ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間

休日等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日